

議案第20号

北上市介護保険条例の一部を改正する条例

北上市介護保険条例（平成12年北上市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>2 前項第1号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず<u>2万7,500円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず<u>4万5,900円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず<u>5万3,200円</u>とする。</p> <p>附 則 (介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)</p> <p>第7条 [略]</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>2 前項第1号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず<u>2万2,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず<u>3万6,700円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず<u>5万1,400円</u>とする。</p> <p>附 則 (介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における第1号被保険者の保険料の減免の特例)</u></p>

第8条 第1号被保険者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている第1号被保険者の保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていた場合に同年2月1日前に納期限が定められているべきものを除く。）を減免する。この場合において、第9条の規定は、適用しない。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当することとなったとき。

ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入

等の額の10分の3以上であること。ただし、保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合においては、当該金額の合計額を控除した金額とする。
イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
2 前項の規定による申請の手続、減免額その他必要な事項は、市長が別に定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北上市介護保険条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。ただし、改正後の附則第8条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和2年度以後の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和2年6月11日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料を軽減するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合に、保険料の減免を行おうとするものである。